

北海道農業士制度について

〔平成31年3月現在〕
農政部農業経営課

1 農業士制度の概要

北海道農業士制度は、地域農業の担い手として優れた能力を有し、経営改善や地域農業の振興に積極的に参加、協力をを行う意欲旺盛な農業者の活動を助長することを目的に創設したもので、地域農業の中核的な担い手として今後より一層活躍が期待される農業者を市町村長の推薦により知事が認定している。

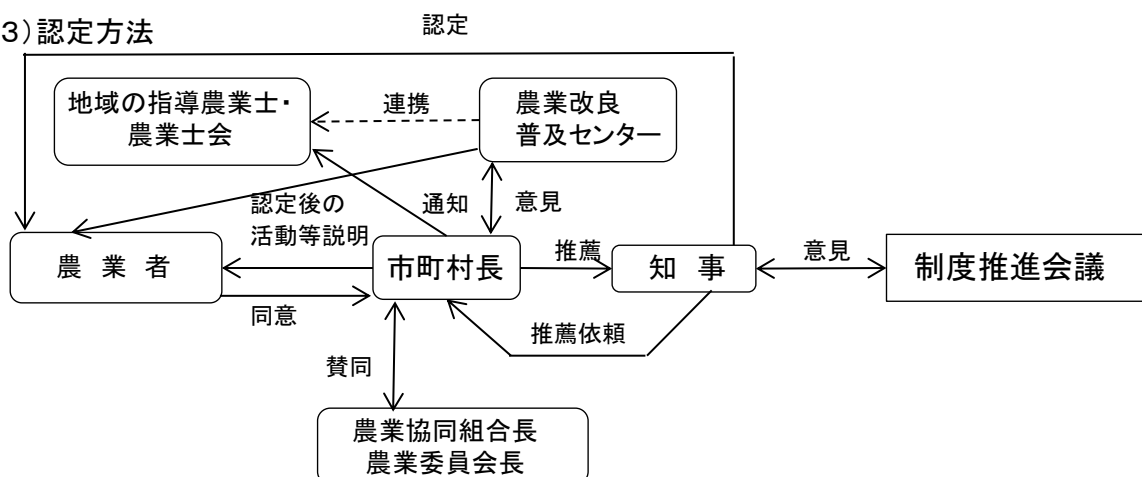
(1) 期待される役割

- ・新規就農者や女性農業者、青年農業者等に対する助言
- ・経営改善や地域農業の振興、農村生活の向上に関する協力

(2) 認定要件

- 道や市町村、JAなど関係機関団体等や農業者自らが企画する研修会に積極的に参画するなど資質向上への意欲が高く、道内で現に農業に5年以上従事している原則30歳以上の者で、経営改善に積極的に取り組むとともに、経営改善や青少年活動等、地域活動に率先して参加活動している者(農業生産法人の構成員又は構成員の家族を含む。)

(3) 認定方法



2 農業士制度の沿革

(1) 昭和49年創設当初の背景

「北海道農業学園に関する規則」に基づき認定。

- ・ドイツのマイスター制度やデンマークの国民学校のような制度(卒業した者に資格を与える)の創設が農業改良普及事業として考えられ、それが農業学園に発展。
- ・負債問題が手詰まりの状態になりつつあり、融資の対象者など、施策展開の中心となる農家としての資格制度を検討していた。
- ・経営実践力を有する、自立農家を育成するため、道の研修教育の到達点として農業士制度が設けられる。

(2) 農業士制度及び関連制度の変遷

S50 農業士認定制度制定

S54 農業士制度の改正

- ・農業学園専修科のほかに「農業大学校の修了生」を追加

- S60 北海道農業学園制度の改正
- ・支庁高等科 → 支庁青年農業ゼミナールに改組
 - ・道専修科 → 農大農業士養成研修に組み入れ
- S62 農業士制度の改正
- ・農大養成課程・農業士養成研修・稲作専攻コース修了者を追加
- H8 新たな「農業士制度」として要領制定
- ・推薦主体が普及センターから市町村に変更
 - ・期待される役割を明記
 - ・農業に5年以上従事し、25歳以上の者及び農業生産法人の構成員の追加
- H11 農大研修制度の改正
- ・農業士養成研修 → ニューリーダー養成研修に組み替え拡充
- H13 農業士制度の改正
- ・ニューリーダー養成研修終了者を追加
 - ・農大の養成部門を養成課程に改正
 - ・農大研究課程及び農業系4年制大学の課程を修めた者は、就農後の従事期間を3年間に緩和(※これに該当しない者の従事期間は5年間)
 - ・役割に、地域リーダーを目指した資質の向上や地域活動への取組を追加
- H23 農業士制度の改正
- ・認定要件の変更 → 25歳以上から原則30歳以上に引き上げ
 - ・認定手続きに農業士会、指導農業士会への通知を追加
 - ・認定年齢の上限を50歳とする(平成24年度の認定時より)
 - ・認定解除の導入
- H28 農業士制度の改正
- ・「推進委員会」を廃止し、「推進会議」に改変
- H29 農業士制度の改正
- ・認定年齢の上限(50歳)に係る特例として、申出による期間延長を可能化
- H30 農業士制度の改正
- ・役割、認定要件の文言見直し → 「農村生活の向上」の観点を明確化。

3 農業士の認定状況

(1) 年度別認定者数

認定年度	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3
認定者数	18	21	17	16	21	16	10	18	9	13	14	9	41	43	53	34	41	27
うち女性		2	1	1	1			2					1		1	1	5	2

認定年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
認定者数	30	44	42	47	28	27	25	37	46	48	55	63	64	63	64	62	44	55
うち女性		2	2	1	1	2	1			1			2	4	1	2	1	1

認定年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
認定者数	36	43	42	50	60	54	55	45	63	1,713
うち女性				1	4	2	8	4	5	62

(2) 年度別取消者数(離農者等)

年度	H14以前	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
離農者等数	46	1	12	3	7	4	4	0	13	3	11	7	3	9	6	8	8	145
指導農業士へ	22	1	2	2	5	3	4	4	9	6	12	16	16	14	24	14	26	180

(3) 認定者数の推移

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
認定者数(累計)	39	119	182	394	584	747	1,040	1,210	1,265	1,301	1,344	1,386	1,436	1,496	1,550	1,605	1,650	1,713
うち女性	2	5	7	15	22	26	33	37	38	38	38	38	39	43	45	53	57	62
(%)	5.1%	4.2%	3.8%	3.8%	3.8%	3.5%	3.2%	3.1%	3.0%	2.9%	2.8%	2.7%	2.7%	2.9%	2.9%	3.3%	3.5%	3.6%
実人数	-	-	-	-	-	-	951	1,094	1,145	1,159	1,193	1,212	1,239	1,280	1,311	1,336	1,359	1,388
うち女性	-	-	-	-	-	-	30	32	35	34	34	33	30	34	36	44	47	50
(%)	-	-	-	-	-	-	3.2%	2.9%	3.1%	2.9%	2.8%	2.7%	2.4%	2.7%	2.7%	3.3%	3.5%	3.6%

(4) 実人員の年齢構成

年齢	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
31年3月末現在	1	184	693	391	88	31	1,388
(%)	0.1%	13.3%	49.9%	28.2%	6.3%	2.2%	

(5) 販売農家に占める農業士の割合(50歳未満)

(H31.3末現在)

振興局等	農業士数 ①	販売農家戸数 ②	割合% ①/②	振興局等	農業士数 ①	販売農家戸数 ②	割合% ①/②	振興局等	農業士数 ①	販売農家戸数 ②	割合% ①/②
空知	170	6,641	2.6%	渡島	38	1,759	2.2%	オホーツク	136	4,306	3.2%
石狩	54	2,359	2.3%	檜山	33	1,148	2.9%	十勝	106	5,423	2.0%
後志	69	2,394	2.9%	上川	122	6,606	1.8%	釧路	37	1,153	3.2%
胆振	34	1,785	1.9%	留萌	28	814	3.4%	根室	22	1,341	1.6%
日高	10	1,659	0.6%	宗谷	19	698	2.7%	全道	878	38,086	2.3%

注1) 販売農家戸数は平成27年の数値(農林業センサス)